平成２４年（フ）第１８号
栃木県大田原市須佐木1593番地１、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁135番地23
債務者　佐藤　真澄（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１０号
岩手県久慈市大川目町第13地割31番地２、旧住所千葉県八千代市下市場２丁目１番16―1001号　石神方
債務者　小屋畑直樹
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前11時30分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第２０号
川崎市幸区南幸町３丁目105番地２　ハイラーク川崎801
債務者　本多　愛子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
川崎市多摩区南生田１丁目５番16号
債務者　千葉　勝男
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
川崎市中原区中丸子654番地３　セジュール雅102
債務者　渋谷　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
川崎市中原区新丸子東２丁目888番地８　スカイコート新丸子701
債務者　熊澤　俊政
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
川崎市川崎区大島５丁目14番４―２号
債務者　渡邉　智也（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
川崎市川崎区中島２丁目２番17―205号　第７コーポ大栄、前住所川崎市川崎区大島２丁目16番６―301号　熊谷マンション
債務者　高橋　賢行
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
川崎市多摩区菅稲田堤２丁目１番５号　ペアフォレスト306
債務者　松木由美子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
川崎市川崎区鋼管通１丁目４番12号　サンバース302
債務者　庄司アンナマリこと　ＳＨＯＪＩ　ＡＮＮＡ　ＭＡＲＩＥ　ＩＬＵＳＴＲＩＳＳＩＭＯ
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
川崎市多摩区中野島４丁目３番31―305号、前住所川崎市多摩区中野島５丁目２番１―1006号　中野島多摩川
債務者　宮下　健二
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
川崎市高津区蟹ケ谷77番地１　ニューウェルテラス第６日吉1207
債務者　木下　健志
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
川崎市川崎区日進町26番地11　トーア川崎マンション234
債務者　島　　一美
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
川崎市中原区木月３丁目46番11号　シティハイムＫ102
債務者　成田　雄一
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係